

香芝市訓令甲第 5 号

各 部 課
各出先機関

香芝市事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 7 年 3 月 2 8 日

香芝市長 三 橋 和 史

香芝市事務決裁規程の一部を改正する訓令

香芝市事務決裁規程（平成 5 年訓令甲第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項第 2 4 号中「第 9 条第 2 号」の次に「及び第 7 号」を加える。

第 6 条第 6 号中「利子に限る。）」の次に「（下水道事業に係るこれらに類する経費を含む。）」を加える。

第 9 条中第 6 号を第 8 号とし、第 5 号の次に次の 2 号を加える。

（6）専用水道及び簡易専用水道に関すること。

（7）開発に伴うごみ集積場に係る寄附の採納の決定に関すること。

第 1 2 条第 2 号中「開発に伴う各部局との調整」を「開発行為等の指導」に改め、同条に次の 1 号を加える。

（7）下水道施設の占用及び使用許可に関すること。

第 3 2 条中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とする。

第 4 6 条を第 4 7 条とし、第 3 6 条から第 4 5 条までを 1 条ずつ繰り下げ、第 3 5 条の次に次の 1 条を加える。

（下水道課長の専決事項）

第 3 6 条 下水道課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

（1）下水道事業の起債の承認を受けた資金の借入れに関すること。

（2）下水道事業の資産の管理に関すること。

（3）下水道事業の固定資産台帳の整理保管に関すること。

（4）所管に属する工事の指導及び監督に関すること。

（5）下水道使用料の過誤納金の充当及び還付手続に関すること。

（6）調定及び支出負担行為を伴わない下水道事業の勘定科目の振替に関する
こと。

附 則

この訓令は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。